化するため、市民及び関係機関との協力、連携並びに相互支援を図らなければならない。

第六章　参加及び協働

（市民参加）

第二十条　市民は、市政に関わる政策等の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、自主的に参加するものとする。

二　執行機関は、市民が市政に参加しやすい環境づくりを進め、市政に参加する機会を提供しなければならない。

三　市民、市議会及び執行機関は、男女共同参画のもとに市民主体の自治を推進するものとする。

（協働のまちづくり）

第二十一条　市民及び市は、互いに対等な立場で、相互理解を深めるとともに信頼関係のもとに、協働してまちづくりを進めるよう努めなければならない。

二　市議会及び執行機関は、前項に規定する協働を推進するに当たり、市民の自発的な活動を支援するよう努めなければならない。

（教育委員会と地域との連携協力）

第二十二条　教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を生かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする。

二　教育委員会は、地域及び市長と連携協力し、地域コミュニティを核とした地域づくりを進めるよう努めなければならない。

第七章　財政

（健全な財政運営）

第二十三条　市長は、基本計画に基づき中長期的な財政計画を定めるとともに、財源の確保並びにその効率的な活用及び効果的な配分を行い、健全な財政運営を行わなければならない。

（財政状況等の公表）

第二十四条　市長は、市民に対し、財政に関する計画及び状況を公表しなければならない。

（財産の管理）

第二十五条　市長は、市の保有する財産の適正な管理及び効率的な運用を行わなければならい。

（監査）

第二十六条　監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査並びに市の事務の執行の監査をするに当たっては、事務事業の適法性、妥当性、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえて行うものとする。

第八章　住民投票

（住民投票）

第二十七条　市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。

二　市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

三　市長は、住民投票を行う場合は、その事案ごとに投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとする。

四　市長は、住民投票を規定した条例を議会に提出することにより、住民投票を実施することができる。

五　議員は、法令の定めるところにより、議員の定数の十二分の一以上の議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例案を発議することができる。

六　議会の議員及び長の選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。

第九章　国、県、他の地方公共団体等との関係

（国及び県との関係）

第二十八条　市は、国及び県と対等の関係にあることを踏まえ、適切な役割分担を行い、自立した地方自治を確立するよう努めなければならない。

（他の地方公共団体等との関係）

第二十九条　市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対して、自主性を保持しつつ相互に連携し、協力して解決に当たるよう努めなければならない。

二　市は、前項の課題を解決するため、他の地方公共団体及び関係機関と共同で組織を設けることができるものとする。

第十章　その他

（条例の見直し）

第三十条　市長は、この条例が笠岡市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうか必要に応じて検証し、見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。

（委任）

第三十一条　この条例の施行に関し必要な事項は、市議会及び執行機関が別に定めるものとする。

附　則

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。